

社会福祉法人仁愛会評議員・役員等に対する報酬、その他諸費用支給規程

第1条（総則）

社会福祉法人仁愛会（以下「法人」という）の評議員・役員等に対する報酬、その他諸費用の支給については、この規程の定めるところによる。

第2条（定義）

この規程でいう役員等とは、評議員・理事（理事長を含む）、監事及び評議員選任・解任委員会委員をいう。

第3条（評議員・役員等報酬）

評議員・役員等には別表1あるいは2の報酬を支給する。

第4条（旅費等）

評議員・役員等が研修その他で出張した場合、別表3に基づき、交通費、宿泊費、食事代等の費用を支給する。

第5条（理事長退任慰労金）

理事長が退任した場合、別表4及び理事会決議を経て、理事長退任慰労金を支給する。

第6条（慶弔金）

(1) 評議員・役員等の慶事に対しては次のとおり祝い金を支給する。

結婚、受賞の場合 30,000円。但し、受賞の範囲は叙勲及び報奨とする。

(2) 評議員・役員等の弔慰に対しては次のとおり弔慰金を支給する。

- イ. 業務上の死亡 50,000円と献花一基
- ロ. 上記イ以外の死亡 30,000円と献花一基
- ハ. 配偶者の死亡 10,000円と献花一基

(3) その他必要とするものについては、理事長の専決により支給する。但し、理事会に報告するものとする。

第7条（見舞金）

評議員・役員等の疾病入院や被災に対しては次のとおり見舞金を支給する。

- イ. 疾病により10日以上入院した場合 10,000円
- ロ. 不意の災害（火災、水害等）を被った場合は、その都度災害の事情等を勘案して理事長専決により見舞金を支給する。

第8条（餞別）

評議員・役員等（理事長を除く）の退任に対しては在任期間その他の事情等を勘案して餞別を支給する。

第9条（規程の改廃）

この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

この規程は平成3年4月1日より施行するものとする。

平成 6年	4月	1日	一部改訂
平成 7年	11月	1日	一部改訂
平成11年	9月	11日	一部改訂
平成14年	9月	18日	一部改訂
平成23年	9月	21日	一部改訂
平成25年	9月	21日	一部改訂
平成29年	6月	14日	一部改訂

(別 表)

1. 評議員・役員等（理事長を除く）報酬

(1) 評議員（定款第8条）

評議員会出席1人1回	年度限度額（1人）	年度限度額（全体）
10,000円	70,000円	500,000円

(2) 評議員選任・解任委員会委員

選任・解任委員会出席1人1回	年度限度額（1人）	年度限度額（全体）
10,000円	—	—

(3) 理 事（理事長及び職員を除く）

理事会出席 1人1回	年度限度額（1人）	年度限度額（全体）
10,000円	80,000円	500,000円

(4) 監 事

会議等出席 1人1回	年度限度額（1人）	年度限度額（全体）
10,000円	—	—

2. 理事長報酬

報 酬 額	業 務 内 容
月 額 200,000円	1. 理事会、評議員会等の招集 2. 法人の資産管理 3. 日常業務の専決 4. その他必要事項。なお、勤務は原則として月4回、その他必要時とする。

3. 旅費等（理事長、役員等共通）

29

運賃等	宿泊費 (研修参加費等に含 まれていない場合)	日当 (食費、電話代等)	その他 (研修加費等)
実費	一泊20,000円 以内で、かつ実費	1日10,000円	実費

4. 理事長退職慰労金

退職慰労金算出基準	備 考
20,000円×在任月数	10,000円未満の端数は切り捨てる。

以上